

災害弔慰金の支給等に関する法律改正案 概要

現状・背景

- ①被災県ごとに異なる災害関連死の認定率
(福島86%、宮城76%、岩手60%) ※1
⇒ 統一的な取扱いが必要
- ②多種多様な災害関連死が発生
⇒ 災害関連死に関する情報を活用し、今後の災害関連死の防止に生かす必要

※1 日本弁護士連合会「震災関連死の審査に関する意見書」(2013年(平成25年)9月13日)

法案の概要

第一 国による認定基準の作成及び公表

国は、災害が発生したときは、当該災害に係る災害弔慰金等の支給に関する基準を速やかに作成・公表

※この法律の施行後、速やかに東日本大震災以降の災害についても基準を作成・公表

第二 検討条項

国は、災害により死亡した者等の事情その他の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の状況を勘案し、災害の被害者の支援の在り方について検討

施行期日: 公布の日

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 支給に当たって参酌すべき基準

国は、災害が発生したときは、市町村が当該災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たって参酌すべき基準を速やかに作成し、及び公表するものとする。 (第三条の二及び第九条関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 国は、市町村が平成二十三年三月十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に発生した災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に当たって参酌すべき基準をこの法律の施行後速やかに作成し、及び公表するものとする。

(附則第二項関係)

三 国は、災害により死亡した者及び精神又は身体に著しい障害を受けた者の事情その他の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の状況を勘案し、災害の被害者の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第三項関係)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（支給に当たつて参酌すべき基準）

第三条の二 国は、災害が発生したときは、市町村が当該災害に係る災害弔慰金の支給に当たつて参酌すべき基準を速やかに作成し、及び公表するものとする。

第九条中「第五条」を「第三条の二及び第五条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（支給に当たつて参酌すべき基準に係る特例）

2 国は、市町村（特別区を含む。）が平成二十三年三月十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に発生した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律第三条第一項に規定する災害をいう。）に係る災害弔慰

金及び災害障害見舞金の支給に当たって参酌すべき基準をこの法律の施行後速やかに作成し、及び公表するものとする。

(検討)

3 国は、災害により死亡した者及び精神又は身体に著しい障害を受けた者の事情その他の災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給の状況を勘案し、災害の被害者の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、国による支給基準の作成及び公表に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支給に当たつて参酌すべき基準）</p> <p>第三条の二 国は、災害が発生したときは、市町村が当該災害に係る災害弔慰金の支給に当たつて参酌すべき基準を速やかに作成し、及び公表するものとする。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第九条 第三条の二及び第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（準用規定）</p> <p>第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。</p>

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律
案

右の議案を提出する。

令和元年六月二十一日

提出者

金子 恵美

下条 みつ

高橋千鶴子

森 夏枝

玄葉光一郎

吉川 元

階 猛

賛成者

照屋	井出	谷畑	足立	畑野	赤嶺	山井	前原	玉木	小宮	大西	青山	早稲	長谷	岡島
寛徳	庸生	畑孝	康史	君枝	政賢	和則	誠司	雄一郎	山泰子	健介	大人	田夕季	川嘉一	一正
	柿沢	馬場	井上	藤野	笠井	渡辺	牧	津村	後藤	岡本	浅野		松田	落合
	未途	仲幸	英孝	保史	亮	周	義夫	啓介	祐一	充功	哲		功	貴之
	重徳	藤田	浦野	宮本	穀田		緑川	西岡	近藤	奥野	泉		村上	武内
	和彦	文武	靖人	徹	恵二		貴士	秀子	和也	総一郎	健太		史好	則男
	中島		遠藤	本村	志位		森田	原口	佐藤	吉良	稲富		森山	辻元
	克仁		敬	伸子	和夫		俊和	一博	公治	州司	修二		浩行	清美
	野田		串田	清水	清水		谷田川	日吉	齐木	城井	小熊		矢上	手塚
	佳彦		誠一	忠史	忠史		元	雄太	武志	崇	慎司		雅義	仁雄
	広田		下地	塩川	塩川		屋良	平野	白石	岸本	小沢		山川	寺田
	一		幹郎	鉄也	鉄也		朝博	博文	洋一	周平	一郎		百合子	学
	松原		杉本	田村	田村		山岡	古川	関	源馬	大島		山花	長尾
	仁		和巳	貴昭	貴昭		達丸	元久	健一郎	謙太郎	敦		郁夫	秀樹